

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 田中豊八君の議席の指定について
日程第 2 議席の一部変更
日程第 3 会議録署名議員の指名
日程第 4 会期の決定
日程第 5 各常任委員会委員の指名
日程第 6 議会運営委員会委員の指名
日程第 7 承認第 1号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市
税条例の一部を改正する条例の制定について）
日程第 8 承認第 2号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市
国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
日程第 9 承認第 3号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市
国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）
日程第10 承認第 4号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成22
年度上天草市一般会計補正予算（第7号））
日程第11 承認第 5号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成22
年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4
号））
日程第12 承認第 6号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成22
年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算（第3号））
日程第13 承認第 7号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成23
年度上天草市一般会計暫定補正予算（第1号））
日程第14 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（22名）

議長 堀江 隆臣
1番 平田 晶子 2番 何川 雅彦 3番 田中 辰夫
4番 須崎 光枝 5番 宮下 昌子 6番 西本 輝幸
7番 高橋 健 8番 小西 涼司 9番 田中 豊八
10番 島田 光久 11番 川口 望 12番 田中 万里

13番 北垣 潮	14番 園田 一博	15番 窪田 進市
16番 津留 和子	17番 桑原 千知	18番 渡辺 勝也
19番 田中 勝毅	20番 猪塚 安親	21番 新宅 靖司

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市長	川端 祐樹	教育長	鬼塚 宗徳
総務企画部長	杉田 省吾	市民生活部長	佐伯 秀昭
建設部長	尾上 徳廣	経済振興部長	坂中 孝臣
教育部長	松本 和任	健康福祉部長	橋本 秀雄
会計管理者	杉田 良一	上天草総合病院事務長	松本 精史
水道局長	楠本 金生	総務課長	村上 理一
財政課長	竹下 学		

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	森内 孝生	参事	小松野洋己
--------	-------	----	-------

開会 午前10時00分

○議長(堀江 隆臣君) おはようございます。

これより平成23年第3回上天草市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

ここで、市長からあいさつの申し出がっております。これを許可します。

市長。

○市長(川端 祐樹君) 皆さん、おはようございます。

このたびの5月24日統一地方選において、選挙の結果、改めて2期目を担わせていただくことになりました。選挙戦は接戦という形で非常に厳しいものでございましたけれども、これからの上天草市政をどう推進していくのかという観点からの選挙ではなかったかと思っております。

今後の上天草市においては、やはり市民の幸福の追求であって、そして市政のさらなる発展でありまして、つまるところ、やはり上天草市の将来をしっかりと築いていくということに絞られ

るかと思っております。私自身、まだまだ微力ではございますけれども、精いっぱい取り組んでいきたいと思っておりますので、どうか皆様、変わらぬ御指導を賜りたいと思っております。とにかく、上天草市のさらなる発展と、そして安定に向けて精いっぱい努力していきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。お世話になります。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、部課長の異動がっておりますので、御紹介を申し上げます。そして、あいさつをお願いいたします。

まず、総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） おはようございます。

5月12日付で総務企画部長を拝命しました杉田と申します。よろしくお願いいたします。

総務企画部の業務については、経験の浅い職場でございますけれども、安心安全のまちづくりのために努めてまいりたいと思えます。議員の皆様の御指導、御鞭撻よろしくお願いいたします。お願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） おはようございます。

このたびの異動で健康福祉部長を拝命いたしました。これから、皆様方の御指導を仰ぎながら本市の福祉の向上に努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、教育部長。

○教育部長（松本 和任君） おはようございます。

12日付をもちまして教育部長を拝命しました松本でございます。教育部門は、私にとっては新しい分野でございます。まだ手探り状態で戸惑っているのが現状です。今後、皆様の協力を仰ぎながら、一生懸命努めてまいりたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、総務課長。

○総務課長（村上 理一君） 皆さん、おはようございます。

このたびの人事異動により、企画政策課長から総務課長を拝命いたしました村上でございます。総務課は組織、定員管理、人事、給与、防災対策、情報公開、地域振興など非常に多様な業務を担当しております。

今後特に、東日本大震災後の本市における防災対策はもちろんですが、職員の人材育成、さらには市長マニフェストの実現に向けた庁内の総合調整役としまして、全力で取り組んでまいりたいと考えております。どうか、よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、水道局長。

○水道局長（楠本 金生君） 皆さん、おはようございます。

このたび、異動で監理課長から水道局長の拝命を受けました楠本でございます。何分水道局は初めてですので、皆さんの御指導をよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上であいさつが終わりました。

日程第1 田中豊八君の議席の指定について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、田中豊八君の議席の指定を行います。

今回当選されました田中豊八君の議席は、会議規則第4条第2項の規定によって、12番に指定いたします。

ここで、新議員の紹介をいたします。初対面の方もいらっしゃるかと存じますので、簡単に結構ですから、自席にて自己紹介をお願いいたします。

12番、田中豊八君。

○12番（田中 豊八君） おはようございます。田中と申します。前は私は落選組の一人で、今回は復帰しました。自分はいくらを組んだところもありましたけど、この2年間、私たちの市政を市民の目線から見てこれではいけないだろうと。私が4町歩いてきた中では、しっかり市民の目線が見ていますから、執行部を初め、我々議員団が一生懸命頑張っていくことを期待しております。

今後ともよろしくお願ひします。

日程第2 議席の一部変更

○議長（堀江 隆臣君） ありがとうございます。

次に、日程第2、議席の一部変更を行います。

今回新たに当選されました田中豊八君の議席に関し、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更いたします。

その議席番号及び指名を事務局に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（森内 孝生君） おはようございます。

それでは、朗読いたします。

1番議席、平田晶子議員。2番議席、何川雅彦議員。3番議席、田中辰夫議員。4番議席、須崎光枝議員。5番議席、宮下昌子議員。6番議席、西本輝幸議員。7番議席、高橋健議員。8番議席、小西涼司議員。9番議席、田中豊八議員。10番議席、島田光久議員。11番議席、川口望議員。12番議席、田中万里議員。13番議席、北垣潮議員。14番議席、園田一博議員。15番議席、窪田進市議員。16番議席、津留和子議員。17番議席、桑原千知議員。18番議席、渡辺勝也議員。19番議席、田中勝毅議員。20番議席、猪塚安親議員。21番議席、新宅靖司議員。22番議席、堀江隆臣議員。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに決定いたしました。

それでは、ただいま決定しました議席にそれぞれお着きをお願いいたします。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（堀江 隆臣君） それでは、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において12番、田中万里君、13番、北垣潮君を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○議長（堀江 隆臣君） 日程第4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきまして、先日議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議されております。会期については本日1日とし、議案の委員会付託はしないということで協議されておりますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日とし、議案の委員会付託はしないということで決定いたしました。

日程第5 各常任委員会委員の指名

○議長（堀江 隆臣君） 日程第5、常任委員会委員の指名を行います。

常任委員会委員については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長の指名によるとなっております。

それでは、各常任委員会委員の氏名を申し上げます。

まず、総務常任委員会を申し上げます。田中辰夫君、宮下昌子君、小西涼司君、川口望君、園田一博君、窪田進市君、桑原千知君、猪塚安親君。以上8名です。

次に、経済建設常任委員会を申し上げます。平田晶子君、何川雅彦君、西本輝幸君、高橋健君、田中豊八君、島田光久君、津留和子君。以上7名です。

次に、文教厚生常任委員会を申し上げます。須崎光枝君、新宅靖司君、田中万里君、北垣潮君、渡辺勝也君、田中勝毅君、そして私堀江です。以上7名です。

以上のとおり、指名をいたします。

それでは、ただいまから各常任委員会の正副委員長を御報告いたします。

総務常任委員長、猪塚安親君。同副委員長、園田一博君。

経済建設常任委員長、津留和子君。同副委員長、西本輝幸君。

文教厚生常任委員長、田中万里君。同副委員長、北垣潮君、以上でございます。

日程第6 議会運営委員会委員の指名

○議長（堀江 隆臣君） 日程第6、議会運営委員会委員の指名を行います。

議会運営委員会委員については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長の指名によるとなっております。

なお、委員の定数は7人となっておりますので、委員の氏名を申し上げます。

西本輝幸君、新宅靖司君、田中万里君、北垣潮君、園田一博君、津留和子君、猪塚安親君。以上の7名を指名いたします。

それでは、正副委員長を御報告いたします。

委員長に西本輝幸君、副委員長に園田一博君、以上でございます。

日程第 7 承認第 1号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第 8 承認第 2号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第 9 承認第 3号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第10 承認第 4号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成22年度上天草市一般会計補正予算（第7号））

日程第11 承認第 5号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成22年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号））

日程第12 承認第 6号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成22年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算（第3号））

日程第13 承認第 7号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成23年度上天草市一般会計暫定補正予算（第1号））

○議長（堀江 隆臣君） 日程第7、承認第1号から日程第13、承認第7号までの専決処分の報告並びにその承認を求めることについての、以上7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 本日の臨時議会に提案いたします議案は、専決処分の報告並びにその承認を求めることについての、専決処分の承認を求める議案7件を提案いたします。

その内訳として、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定についてなど条例議案3件、平成22年度上天草市一般会計補正予算第7号など予算議案4件です。

各議案の詳しい内容につきましては所管部長から説明いたしますが、議員の皆様におかれましては御審議いただきまして、承認いただきますことをお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、執行部より議案内容の説明を求めます。

まず、承認第1号と承認第2号を市民生活部長。

○市民生活部長（佐伯 秀昭君） おはようございます。ただいまより報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案の1ページをお開きいただきたいと思います。承認第1号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明いたします。

上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第7号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い改正するものでございまして、単なる条文、条項の整備のための変更が行われております。

そのため、別冊説明資料の新旧対照表、改正後、改正前に記載してあります条文、条項の変更及び削除につきましては説明を省略させていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○市民生活部長（佐伯 秀昭君） それでは、主な改正点を申し上げます。今回の条例改正は、3月11日に発生いたしました東日本大震災による災害に係る地方税法の特例の追加によるものでございます。

内容としましては、上天草市税条例附則第22条においては、住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、23年度住民税での適用を可能とするものであり、雑損控除の繰越可能期間を現行の3年から5年にするものであります。

また、被災事業用資産の損失の特例といたしまして、22年度分所得の計算上、被災事業用資産の損失の必要経費への算入を可能とし、被災事業用資産の損失による純損失について繰り越し

可能期間を3年から5年にするものであります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

附則第23条は住宅借入金等特別税額控除の特例であり、住宅ローン控除の適用住宅が大震災により消滅等しても、平成25年度分以降の残存期間の適用を可能とするものであります。

3ページをお開きください。

附則第24条においては、固定資産税の特例の適用を受けるための申告について定めたものであり、特例の主な点としては、大震災による災害により滅失・倒壊した住宅の敷地の用に供されていた土地を平成33年まで住宅用地としてみなすものであります。住宅用地とみなされた場合は、固定資産税が軽減されます。

4ページをごらんください。

このほかにも被災代替住宅用地の特例、被災代替家屋の特例及び被災代替償却資産の特例により、平成33年3月31日までに取得したものについては税額の軽減や減額をするものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものでありますが、附則第23条については平成24年1月1日から施行することになっております。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い関係規定を整備する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思います。

承認第2号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明いたします。

上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第4号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これにつきましても、新旧対照表に記載してあります単なる条文、条項の整備、変更及び削除については説明を省略させていただきたいと思います。

内容を簡単に説明いたしますと、国民健康保険税の医療分の限度額、現行50万円が1万円増額され51万円、後期高齢者支援金等分の限度額、現行13万円が1万円増額され14万円、及び介護納付金10万円が2万円増額され、12万円となるものであります。これによりまして医療分51万円、支援分14万円、介護分12万円、合計77万円が最高限度額になります。

提案理由といたしましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い関係規定を整備する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。御審議いただき、御賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、承認第3号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） それでは、議案書の8ページをお開きください。

承認第3号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明いたします。

上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第5号、上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。この条例改正は、国の少子化対策として出産、育児等の経済的負担の軽減を図るために改正するものであります。

第5条第1項中の子育て一時金を35万円から39万円に改めるものです。この子育て一時金は、平成21年10月から平成23年3月まで経過措置加算金として35万円に4万円をプラスし、39万円を暫定的に支給しておりましたが、引き続き4月1日から同額を支給するための政令が改正されたことに伴い、専決処分をいたしましたものでございます。

提案理由といたしましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い関係規定を整備する必要があります。これがこの議案を提出する理由でありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、承認第4号を総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 議案書の9ページをお願いします。

承認第4号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて説明申し上げます。

平成22年度上天草市一般会計補正予算第7号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊補正予算書のとおり3月29日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

別冊補正予算書1ページをお願いします。

専決第1号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第7号は、第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれ3億3,627万円を増額し、予算総額を179億597万5,000円とするものでございます。

第2表、繰越明許費は、15款総務費の難視聴対策事業、20款民生費の緊急通報システム事業、25款衛生費の斎場特別会計繰出金事業、45款土木費の公共下水道事業特別会計繰出金事業、及び60款災害復旧費の林道白嶽線災害復旧事業の合計5件、2,024万8,000円を計上しております。

第3表地方債の補正につきましては、地方債発行額確定による漁港整備事業債、災害復旧事業債、過疎対策事業債、合併特例債及び自然災害防止事業債の増減額の総額760万円の減額補正です。

歳入予算の主なものといたしまして、10款市税10項市民税15目法人は、実績による現年課税分800万円の増額の計上です。15項固定資産税は、実績見込みによる現年課税分400万円の減額です。25項市たばこ税は、実績による現年課税分の600万円の増額の計上です。40項入

湯税は、実績による現年課税分100万円の増額の計上です。

1 5 款地方譲与税 1 0 項自動車重量譲与税は、交付決定による1,131万2,000円の減額です。

1 5 項地方道路譲与税は、交付決定による4,099万9,000円の減額です。2 5 項地方揮発油譲与税は、交付決定による4,366万1,000円の増額の計上です。

2 0 款利子割交付金 1 0 項利子割交付金は、交付決定による190万5,000円の減額です。

2 2 款配当割交付金 1 0 項配当割交付金は、交付決定による117万7,000円の増額の計上です。

2 4 款株式等譲渡所得割交付金 1 0 項株式等譲渡所得割交付金は、交付決定による7万4,000円の減額です。

2 5 款地方消費税交付金 1 0 項地方消費税交付金は、交付決定による626万1,000円の増額の計上です。

3 5 款自動車取得税交付金 1 0 項自動車取得税交付金は、交付決定による941万5,000円の減額です。

4 5 款地方交付税 1 0 項地方交付税は、特別交付税の交付決定による3億3,966万6,000円の増額の計上です。

5 0 款交通安全対策特別交付金 1 0 項交通安全対策特別交付金は、交付決定による11万1,000円の減額です。

7 0 款県支出金 1 5 項県補助金 1 5 目民生費県補助金は、介護基盤緊急整備事業補助金の交付決定による375万円の増額の計上です。

8 0 款寄附金 1 0 項寄附金 4 0 目総務費寄附金は、ふるさと応援寄付金110万7,000円の増額の計上です。

8 5 款繰入金 1 0 項特別会計繰入金 1 5 目老人保健医療特別会計繰入金は、老人保健医療特別会計繰入金106万4,000円の増額の計上です。

9 9 款市債は、第3表と同様に、地方債発行額の確定による農林水産業債ほか4件の増減額の総額760万円の減額です。

次に、歳出について説明いたします。

歳出の主なものといたしまして、2 0 款民生費 1 0 項社会福祉費 2 5 目老人福祉費は、介護基盤緊急整備事業補助金375万円の増額の計上です。

3 5 款農林水産業費、4 5 款土木費、5 0 款消防費、5 5 款教育費及び6 0 款災害復旧費につきましては、地方債発行額確定による財源組み替えを行います。

7 0 款諸支出金 2 0 項基金費は、9 7 目ふるさと応援基金積立金109万9,000円の増額の計上です。

7 5 款予備費 1 0 項予備費 1 0 目予備費3億3,142万1,000円の増額は、予算調整によるものでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。

提案理由といたしまして、特別交付税等の確定に伴い予算を補正する必要が生じたが、議会を

招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、承認第5号と承認第6号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） まず、議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。

承認第5号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明いたします。

平成22年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第4号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

補正予算書22ページの国保会計をお開きいただきたいと思います。

専決第2号、平成22年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第4号は、第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれ1,722万3,000円を減額し、予算総額を49億1,652万4,000円とするものです。今回補正をお願いしておりますのは、医療給付費等負担金及び財政調整交付金などの確定に伴いまして、歳入では保険税及び国、県支出金、歳出では予備費が主なものでございます。

内容につきましては、27ページからの事項別明細書により説明いたします。

まず歳入で、10款国民健康保険税は81万6,000円の減額となりました。

25款国庫支出金10項国庫負担金は、療養給付費等負担金現年度分の確定に伴いまして3,329万6,000円の増額となり、特定健康診査等負担金を合わせて3,359万7,000円となりました。

次のページになりますが、25款国庫支出金15項国庫補助金では4,379万3,000円の減額となっており、国庫支出金のトータルでは1,019万6,000円の減額となっております。国庫補助金は、10目の財政調整交付金4,384万6,000円の減額が主な要因です。普通調整交付金は市町村間の財政力の不均衡を調整するための交付金で、9,461万9,000円の減額となりました。この要因として、特別調整交付金への移行分が5,000万円程度、医療給付費の見込み額により減少したことによる減額が約4,400万円となっております。特別調整交付金は特別な事情による市町村間の財政面の不均衡を調整するための交付金で、5,077万3,000円の増額となっております。

30款県支出金10項県負担金は30万1,000円の増額です。15項県補助金は、国の財政調整交付金に関連して、普通調整交付金である第1号都道府県調整交付金、及び特別調整交付金である第2号都道府県調整交付金、これらが調整されて、トータルで544万5,000円の増額となっております。

35款療養給付費交付金の1,195万7,000円の減額は、退職者医療費が当初見込んでいた額よりも低い額であったため、その分交付金が減額されたものでございます。

歳出につきましては、歳入の確定に伴いまして財源充当の組み替えを行っております。

30ページの55款予備費1,722万3,000円の減額は、歳入歳出の調整額でございます。

以上が、補正予算の概要です。

提案理由といたしまして、国民健康保険に係る普通調整交付金等の確定に伴い予算を補正する

必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

続きまして、承認第6号を御説明いたします。議案書の11ページをお願いいたします。

承認第6号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて。平成22年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算第3号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

補正予算書の31ページをごらんいただきたいと思います。

専決第3号、平成22年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算第3号は、第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれ57万3,000円を減額し、予算総額を497万円とするものです。今回補正をお願いしておりますのは、老人保健医療特別会計の廃止に伴う会計精算のための補正予算の編成でございます。

内容については、35ページの事項別明細書により説明いたします。

まず歳入で、10款支払基金交付金は18万6,000円の減額。

15款国庫支出金は、20万8,000円の減額。

20款県支出金は、5万2,000円の減額。

25款繰入金、12万8,000円の減額。

35款諸収入1,000円は、診療報酬過年度返納金1,000円の増額でございます。

次に歳出は、10款医療諸費83万円の減額。

15款諸支出金は、老人保健医療費の確定に伴う一般会計繰出金106万5,000円の増額です。

20款予備費80万8,000円の減額は、歳入歳出の調整額でございます。

この補正予算をもって、老人保健医療特別会計は廃止となります。平成23年度以降に発生する旧老人医療制度に係る医療費の精算は、一般会計で行うこととなります。

提案理由といたしまして、保険診療報酬等の確定に伴い予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

以上のとおりですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、承認第7号を総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 議案書の12ページをお願いいたします。

承認第7号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて説明申し上げます。

専決第6号、平成23年度上天草市一般会計暫定補正予算第1号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊補正予算書のとおり4月25日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

別冊補正予算書1ページをお願いします。

専決第6号、平成23年度上天草市一般会計暫定補正予算第1号は、東日本大震災支援のための補正予算でございます。歳入歳出の予算総額は52億7,400万円、予備費の充用によるため変更はございません。

歳出について御説明いたします。

15款総務費10項総務管理費10目一般管理費は、保健師及び一般職員合わせて16名分の人的支援に伴う派遣のための普通旅費271万3,000円、作業着等の消耗品費19万6,000円、自動車借上料72万円、被災者受入住宅家賃等833万円の合計1,195万9,000円の増額の計上でございます。

75款予備費10項予備費10目予備費1,195万9,000円の減額は、予算調整によるものでございます。

以上が、暫定補正予算の概要でございます。

提案理由といたしまして、平成23年3月11日の東日本大震災による被災者の支援に伴い予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、承認第1号について質疑はございませんか。

10番、島田光久君。

○10番（島田 光久君） これは被災者が当市に移住してこられたときに適用される税の改正だと思いますけれども、被災されてから2カ月ほどたちますが、移住の申し込みとか問い合わせとか、現状はどれくらいあっているのか。

それと、県内近隣の市町村の現状がもしわかっていたら教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐伯 秀昭君） ただいまの御質問に対してでございますけれども、この税改正は、災害に伴う国としての税改正ということで御理解いただきたいと思っております。

それから、2カ月たった中で、当市のほうにそういう問い合わせはあるかということでございますけれども、現在のところ、問い合わせはあっておりますが入居の状況はないということでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 10番、島田君。

○10番（島田 光久君） その問い合わせは何件ぐらいあっているのか。

それと、県内の近隣の状況はわかりますか。大体でよろしいんですけれども。

○議長（堀江 隆臣君） 総務課長。

○総務課長（村上 理一君） ただいまの御質問の件について、お答えさせていただきます。

問い合わせにつきましては、企画政策課のほうに数件レベルでございまして、あと企業誘致課経由で1件っております。

県内全域の状況でございますけれども、今、県内全体で市営住宅等に入居されている方々が約20名いらっしゃるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論を終わります。

承認第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第2号については質疑の通告がっておりますので、発言を許します。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） まず確認です。国保税ですけれども、3月議会の折に委員会で説明があっていましたが、どれぐらいの対象者がいるのかということと、税収増はどれぐらい試算されているのかということで質問を出しておりましたけれども、386世帯、約460万円ぐらいということでしたか。私がちょっとメモしているんですが、確認をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐伯 秀昭君） 大体368世帯、金額で増額が410万円ほど見込んでいるところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） この368世帯というのは、全世帯の大体何%ぐらいなんですか。

それと、実質上がる人がいるわけですけれども、上がる人たちの階層というか、どれぐらいの段階の人がふえるのかというのはわかりますか。

○議長（堀江 隆臣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐伯 秀昭君） 国保の全世帯が大体6,000弱でございますけれども、その中で支援世帯というのが一番対象になるんですが、それが大体244世帯、その医療と介護を含めまして、延べで368世帯ということで先ほど申し上げておまして、パーセンテージでは出しておりませんが、大体6,000世帯分の368世帯を按分していただければと思うところでございます。

それと、先ほど、金額的には410万円ほどということで申し上げましたけれども、所得の階層

は私のほうで出しておりませんでしたので、後で報告させていただきたいと思います。済みません。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

それでは、承認第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第3号について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論を終わります。

承認第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第4号について質疑の通告がっておりますので、発言を許します。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 16ページです。市債のところの55目過疎対策事業債、統合小学校改築事業で1,840万円のマイナスとなっておりますけれども、ここをもう少し詳しく説明していただけますでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 今、過疎対策事業債の統合小学校改築事業1,840万円の詳しい説明ということでございます。私も来たばかりで、一応説明は受けたんですけども、もし説明不足でしたら担当課長から説明させていただきたいと思います。よろしく願います。

統合小学校改築事業につきまして、当初、平成22年度統合小学校改築事業の委託設計料のみ

を計画していたため、事業に必要な起債申請額に伴う予算を9月議会において1,500万円、及び3月議会で340万円、合計1,840万円を計上しております。このとき、設計委託料は単独事業として計上しておりました。

その後、国の補助金事業の前倒しによって、新たに事業として予算化が必要になったため、2月18日の臨時議会において龍ヶ岳小学校校舎改築事業の1億8,010万円の起債を予算計上いたしました。平成22年度財政融資資金の借り入れ申し込みを九州財務局に提出する際、市の歳入予算の節名のところで分けていました統合小学校改築事業と龍ヶ岳小学校校舎改築事業をまとめて借入申し込みをしていました。

龍ヶ岳小学校校舎改築事業の起債額が2億380万円と確定しましたので、確定に伴う予算修正で統合小学校改築事業1,840万円を減額し、確定額2億380万円から2月の臨時議会に計上しました1億8,010万円を差し引いた2,370万円を龍ヶ岳小学校校舎改築事業として増額しております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

10番、島田光久君。

○10番（島田 光久君） 今回の宮下議員の質疑と重複するんですけども、起債の減額補正を結構されています。これの内訳を教えてくださいませんか。減額されて、これは起債を減らすためにはいいと私は思うんですが、一般会計への差しかえにはどうしても何カ所か矛盾を感じるものだから、減額された内訳を教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 財政課長。

○財政課長（竹下 学君） 島田議員さんにお答えさせていただきます。

具体的な内容につきましては、今手元に起債申請書を持ってきておりませんので、後日詳しく御報告させていただきたいと思っております。大変申しわけございません。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 例えば次の20ページの学校管理費で財源組み替えというのをされていますけれども、この減額と財源組み替えは一般会計ですね、数値がどうしても理解できないんですが、その辺はどうなっていますか。

○議長（堀江 隆臣君） 財政課長。

○財政課長（竹下 学君） 起債額が確定した折、当初予定しておりました起債額が減になった場合は一般財源のほうが増えますし、逆に事業費等が増えて起債額も増えますと一般財源が減るということで、金額的にはその事業の増減額によって調整するということになりまして、予算を組み替えさせていただいております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） では、もう1点。例えば消防費で、広域連合は、一応一般会計で

2,860万円を予算計上されて、今回合併特例債に組み替えられている。これはどういう理由ですか。

○議長（堀江 隆臣君） 財政課長。

○財政課長（竹下 学君） 起債協議の中で検討、協議いたしまして、県の指導により組み替えさせていただいております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田議員。起債とかそういった数字は、できれば通告していただければ、もっと詳しい答弁があるかと思しますので、今後お願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

それでは、承認第4号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認とすることに決定いたしました。

次に、承認第5号について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

承認第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認とすることに決定いたしました。

次に、承認第6号について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論を終わります。

承認第6号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認とすることに決定いたしました。

次に、承認第7号については質疑の通告がっておりますので、発言を許します。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 6ページですけれども、被災者受入住宅家賃等833万円の詳しい説明をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 使用料の被災者受入住宅家賃等の833万円についてでございます。被災者受入住宅家賃に関しましては、本年3月11日に発生しました東日本大震災による被災者や、福島原子力発電所事故による避難者を対象として、一時的な避難地や安心、安全な生活の場を提供するため、市内の市営住宅、教員住宅、民間アパート、空き家等の約100世帯を提供する、いわゆる100世帯受入れ支援事業に取り組むための予算を専決処分したものであります。

この避難者の受け入れに当たっては、住宅については市営住宅8戸、教職員住宅13戸、民間から無償提供物件12戸、民間アパート67戸を想定しており、そのうち市営住宅及び教員住宅については家賃等を減免することとし、民間アパートについては本市が借り上げた後、避難された方々に対して提供することを予定しているものでございます。そのため、この833万円については民間アパートの平均家賃3万5,000円をベースとして家賃11カ月分、敷金2カ月分、仲介手数料1カ月分の合計金額であります。

なお、本来であれば全100戸から市営住宅、教職員住宅、民間からの無償提供分を除いた67戸の民間アパート分に係る費用を計上すべきところですが、震災後既に2カ月が経過し、国による仮設住宅の着工が進んできたこと、全国の国家公務員宿舎や公営住宅、雇用促進住宅等の受け入れ可能戸数がふえてきたなどの状況をかんがみて、本市では当面、全体で50戸分を確保し、そのうち民間アパート17戸分を予算計上しているものでございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 内容はわかりました。

それと、先ほどの部長の説明で、旅費のところでは普通旅費も16名分という説明があったかと思いますが、これは被災地への旅費ということですかね。今、実際行っておられるのでしょうか。

今後計画があるのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務課長。

○総務課長（村上 理一君） お答えいたします。

旅費等につきましては、議員の御指摘のとおりでございます。それで、市の職員の派遣状況でございますが、現在までに市の職員につきましては、既に3名を被災地のほうに派遣しております。今後は16日から追加で1人、交代制ですけれども派遣しているところです。全体で4名ですね。

それとは別に、保健師の職員についても派遣を予定しております。5月26日以降に2名を派遣する予定でございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） わかりました。

参考までに、派遣先はどちらになるのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 一般職員におきましては東松島市でございます。これは熊本県全体が取り組んでいるところでございます。保健師等の専門職員については南三陸町でございます。

ちょっと訂正しますけれども、総務課長が先ほど熊本県の状況は20名ということでしたが、20世帯、50名でございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

島田君。

○10番（島田 光久君） 先ほど、100世帯ほど受け入れとしておいて50世帯に削減されたということでしたけれども、その中で市営住宅8戸、教員住宅13戸という物件は改修しなければ入れない住宅が多いのではないかと私は見えています。その改修はこの予算に上がっていないと思うんですけれども、その辺はどのように改修されているか教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） おはようございます。

ただいまの住宅の改修の件について御質問になった件でお答えいたします。

これは、23年の第1回臨時議会で採決していただいております。その予算を使いまして、現在小屋河内住宅3戸分を改修中でございます。6月中にはすべて終わりたいと思います。それで、全体で8戸受け入れ戸数があるということになります。

以上です。

○10番（島田 光久君） それと、教員住宅は入れるんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務課長。

○総務課長（村上 理一君） 教職員住宅につきましては、改修はせずとも入居できる状態であるというふうに、教育委員会から報告を受けております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） ということは、改修されたり、教員住宅は受け入れができるということで、そこを被災者は応募があるまでの期間を待っていると思うんですよ。どれくらいの期間をおかれるのか。その後は市民の希望者はいつの時期から入居できるのか、その辺の目安があったら教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 総務課長。

○総務課長（村上 理一君） 御質問の件について、お答えさせていただきます。

市営住宅の受け入れにつきましては、先ほど部長から御説明申し上げましたとおり、本市独自の支援策ということもございしますが、この市営住宅、公営住宅の受け入れにつきましては熊本県と県下各市町村が連携しながら、県全体として公営住宅の受け入れの取り組みを今、実施しており、全体で300戸弱と聞いております。震災から2カ月を経過しておりまして、仮設住宅の建設工事は進んでおります。5月13日現在で1万500戸が完成しているというふうに聞いておりますけれども、いまだ約11万6,000人の方が大震災の影響で、避難所で不自由な生活を続けておられる状況でございます。

また、福島原発の事故に関しましては、報道等で御承知のとおり、事態収束に向けました道筋がまだ見えておりません。それどころか、4月22日には新たに計画的避難区域、あるいは緊急時避難準備区域が指定されるなど、政府や福島県では住民の避難先の確保に取り組んでいる最中でございます。

そのような状況を踏まえまして、現段階では本市だけが市営住宅の提供をやめるというのは非常に難しいのではないかと考えております。島田議員の御指摘の点につきましては、十分理解できるところでございますけれども、この市営住宅の開放については県全体で取り組んでいるということもございますので、当面、震災後の復興の状況、あるいは福島原発の事態収束に向けた動向を見きわめながら、県とも協議しながら慎重に検討の上、判断したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） それは大体わかりましたけれども、市民の人も、住宅を探している人は結構いると思うんですよ。だから今までは、入る人がいたら住宅が改修されると答弁されていたんですよ。今度は入る人を想定して改修された。恐らく、市民の人でそこに入りたいという希望者は結構出てくると私は思うんですよ。目安としていつまでなのか、秋までなのか、年度いっぱいなのか、その辺は全然わからないんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 島田議員が言われることはわかります。今、総務課長が答弁しましたように、受け入れをやりますということで表明した以上、いつやめるかということは今の段階では言えませんし、今後県と十分協議しながら、ある時期で判断していきたいと思っております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

13番、北垣君。

○13番（北垣 潮君） 被災者の受け入れについてですけれども、被災された方たちに住宅だけ提供して、来られるのかという思いがあるんですが、仕事とかそういうお世話はされないんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務課長。

○総務課長（村上 理一君） お答えいたします。

この100世帯受入れ支援事業の制度設計を庁内で検討した際に、御指摘のような議論もございました。御指摘のとおり、来ていただいた際には雇用の確保、あるいはそのほかの生活支援金のようなものも必要ではないかというような議論もあったところでございます。市としての今の最大限の支援としましては、商工観光課を通じて雇用の場の確保に向けた情報提供をさせていただくということ、あるいは来ていただいた後に市の非常勤職員、臨時職員さんとして働いていただくような、側面的に支援するようなことを今のところは考えております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 北垣君。

○13番（北垣 潮君） 考えているだけではなくて、そういうことも打ち出さないと、本当にこちらへ来る人はいないのではないかと思うわけですよ。

○議長（堀江 隆臣君） 総務課長。

○総務課長（村上 理一君） お答えいたします。

この件につきましては、既に4月5日と5月6日に、全国的に報道発表しておりまして、さらに熊本県、あるいは全国市長会を通じて被災地へ情報提供しております。その支援スキームも含めて情報提供しております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

12番、田中万里君。

○12番（田中 万里君） ちょっと1点。今、建設部長が答弁されたことで確認したいんですが、今、教員住宅とか、市営団地の改修はもう済まれているというようなことを言われましたね。今回受け入れに対してそのような事業をされるというのは、今全国的にやっているの、これは私は何の異議もございませんが、それについて、3月の臨時議会の際に計上されていた

と思うんですけれども、どのくらいかかったかという内訳がもう出たと思うんですよ。その場合は、例えば随契でしたのか、指名入札だったのか。業者さん、金額等は、今、把握できておりますか。

それと、もう1点が……。

○議長（堀江 隆臣君） 田中議員。専決処分の議案ですので、入札のことに発注の内容とはまた別件ではないかと思えます。

○12番（田中 万里君） では、それは別に聞きたいと思えます。窓口でお尋ねしたいと思えます。

今から教員住宅に受け入れをされるということですが、教員住宅に受け入れをする場合、条例あるいは規約の中で一般の方は受け入れられないようになっているのではないかと思えますが、その辺の変更等はしなくても大丈夫なのか、お尋ねいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 総務課長。

○総務課長（村上 理一君） 御指摘のとおり、私どもも最初に、条例等でその辺の受け入れが不可能なのではないだろうか、改正をしないとイケないのではなかろうかということで、教育委員会と準備を進めてまいりましたが、既存の規約で対応できるという報告を受けております。今回の措置は家賃を減免するという措置で対応できるというふうに聞いておりますので、今回、改正等の措置はとっておりません。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） それは間違いございませんか。規約等を変更しなくても、減免をして入居ができると判断してよろしいのでしょうか。

それともう1点です。北垣議員の質問と重複しますが、今、各自治体で受け入れ態勢をとっておりますけれども、その中で、例えば今度国が、民間のNPO法人と行政と5者連携で被災者を受け入れる態勢に対して、何兆円かの予算を組んでいると思うんですよ。熊本県を初め、そういうものに取り組むというような発表をされて、新聞にも載っておりますが、そういう受け入れ態勢の準備とかは、今、我が市では行っているのでしょうか。そういう基金、あるいは補助金を活用しての受け入れ態勢においては、多分雇用の場の確保などもできる予算が組まれていたと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務課長。

○総務課長（村上 理一君） 被災地受け入れの国庫補助等を活用した受け入れ支援というのは、制度スキームとしてまだ確立されておきませんので、そういう制度が国、あるいは県から出てきた際には積極的に活用していきたいと考えております。

それと、最初に御質問いただきました教育委員会の所管でございますが、受け入れにつきましては、プロジェクトチームで議論した際に規約の改正は必要ないという報告を受けておりますので、それは間違いはないかと思えます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 3回目ですので、最後になります。

5月16日の新聞でしたか、私も財源の名前は忘れたんですが、国が今度そういう取り組みをする事業を県のほうが発表しているんですよ。その要綱を先日私もいただきましたが、その中に県独自として、被災者の受け入れ態勢に対しては数千万円の予算を組んでいる部分があるんですよ。今、企画政策課で受けていて、その書類を私はきのういただいております。こちらのほうにも情報がきているのではないかと思いますよ。その辺を活用すれば、上天草市独自のいろいろな取り組みが被災地の方たちを助けるという意味合いでできるのではないかと思いますので、その辺も調査をして、6月20日くらいが締め切りだったと思うので、取り組んでいただけないかという要望ですので、よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 答弁はいいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） それでは、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

承認第7号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第14 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第14、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、議会基本条例検討特別委員長、樋島漁協損失補償調査特別委員長及び議会広報編集特別委員長より、会議規則第98条の規定により、お手元に配付してありますとおりに、各委員会の所管事項について閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成23年第3回上天草市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時17分